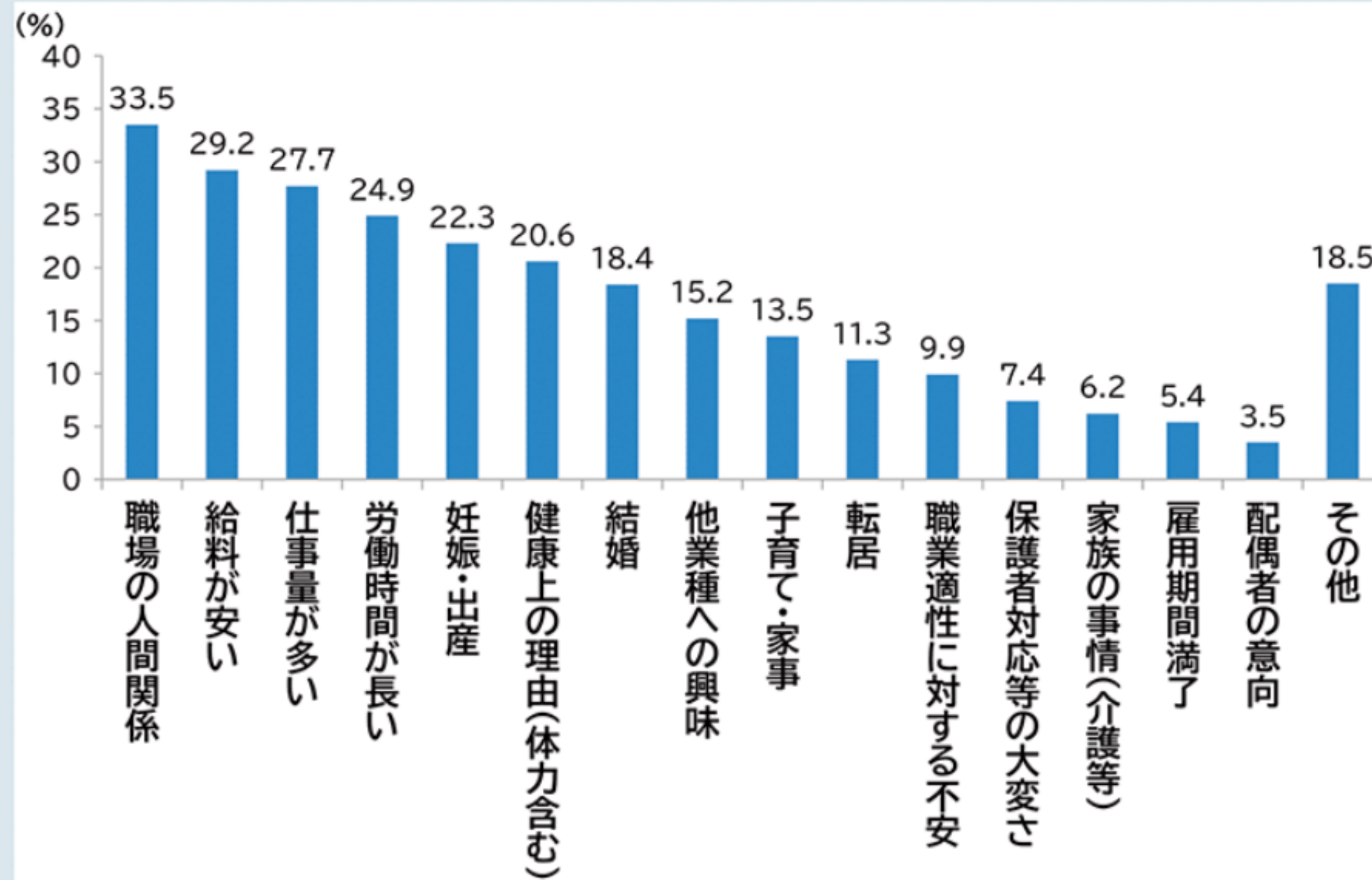


図表1-2-62

保育士として就業した者が退職した理由（複数回答）



資料：東京都福祉保健局「東京都保育士実態調査」（令和元年5月）

（※令和8年9月定例会 北邨翔平 補足資料）

地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

■4つの事業類型

- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

小規模 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 6～19人

家庭的 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員 1～5人

事業所内 保育事業



事業主体 事業主等

保育実施場所等 事業所の従業員の子ども＋
地域の保育を必要とする子ども（地域枠）

居宅訪問型 保育事業



事業主体 市町村、民間事業者等

保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

(参照:伊賀市HPより)

(※令和8年9月定例会 北邨翔平 補足資料)